

原議保存期間	5年（平成37年3月31日まで）
有効期間	一種（平成37年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁警備部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁備二発第1号
平成31年4月1日
警察庁警備局警備運用部警備第二課長

治安出動を想定した警察と自衛隊との共同実動訓練の積極的な実施について（通達）
武装工作員等による不法行為への対処については、治安出動を想定した自衛隊との共同実動訓練を実施するなど、対応に万全を期してきたところであるが、引き続き、警察と自衛隊の連携の重要性を認識し、下記の点に留意の上、自衛隊との共同実動訓練を積極的に実施することにより、対処能力の向上を図ることとされたい。

また、原子力発電所（以下「原発」という。）設置地域を管轄する道県警察にあつては、現下の情勢を踏まえ、原発への脅威を想定した共同実動訓練を積極的に実施することとされたい。

共同実動訓練の準備状況について、原発への脅威を想定したものは警察部内における計画段階から、それ以外のものは事前の自衛隊との調整段階から、それぞれ随時報告するとともに、その実施結果について終了後速やかに報告することとされたい。

なお、共同図上訓練、勉強会等についても、自衛隊と共に積極的に実施することとされたい。

記

- 1 共同実動訓練実施回数
1年に1回以上実施するよう努める。
- 2 訓練の規模
訓練の規模は問わない。
- 3 統裁官のレベル
統裁官のレベルは問わず、警察本部の警備実施担当課長、機動隊長等であっても差し支えない。
- 4 明確な訓練目的の設定
訓練目的については、例えば、警察は受傷事故防止を念頭に置いた検問・鎮圧技能の向上を、自衛隊は職務質問技能の向上をそれぞれ設定するなど、相互が不得意な分野を克服することに資するものを設定する。
- 5 事前教養の実施
治安出動の本来の趣旨から逸脱せず、かつ、効果的な共同実動訓練にするため、警察部内における事前教養を行うとともに、幹部を自衛隊側に派遣するなどにより、訓練担当者、訓練実施部隊員等に対する事前教養を実施するよう努める。
- 6 訓練の方式
 - (1) ブラインド方式による訓練の実施
訓練の参加者に武装工作員役の行動等の具体的内容を事前に示さないなど、ブラインド方式により実施する。また、必要に応じて訓練を一時中断し、同じ科目を再度実

施するなど、実効性ある訓練となるよう工夫する。

(2) 相互理解を深める訓練の実施

共同実動訓練については、自衛隊の指揮命令の在り方を確認しつつ実施することが重要である。

個別具体的な局面に際し、どのレベルの上官の指揮を要するのか、どのように指揮の内容を相互に伝達するのか、指揮の内容が異なった場合にどうすべきかなどを、相互に確認し、理解し得るよう、訓練の内容が実戦的になるよう工夫する。

7 訓練内容の警察部内への周知

訓練には、可能な限り警察署警備課員を招致し、訓練を視察させ、帰署後に他の署員に対して訓練状況を紹介させる。

8 反省検討会の実施

終了後速やかに、自衛隊と共に反省検討会を開催し、疑問点の解消に努め、次回の共同実動訓練に反映させる。その際、可能な限り訓練実施部隊員や警察署警備課員を参加させ、その意見を検討に反映させる。

9 事前広報の実施

訓練の規模にかかわらず、可能な限り実施前に広報を行う。